

# 益田市農業委員会第29回総会議事録

1. 開催日時 令和7年10月29日(水)午後1時30分～午後2時30分

2. 開催場所 益田市役所 大会議室

3. 農業委員(出席16名)(欠席0名)

1番 又賀 保(出)	2番 大畑 美里(出)	3番 須藤 寿人(出)
4番 吉村 太(出)	5番 大庭 清(出)	6番 齋藤 浩文(出)
7番 御神本康一(出)	8番 田中 綾(出)	9番 佐原 晃子(出)
10番 領家 耕一(出)	11番 松本 幸夫(出)	12番 谷本 大輔(出)
13番 柳田 継男(出)	14番 豊田 志摩(出)	15番 宮川 有衣(出)
16番 西川 友史(出)		

4. 農地利用最適化推進委員(出席19名)(欠席5名)

1番 増野 六彦(出)	2番 三輪 昌義(出)	3番 澁谷 記幸(出)
4番 澤江 浩一(出)	5番 山根 健治(出)	6番 寺戸 康人(出)
7番 三浦 尚人(欠)	8番 田原 勝美(出)	9番 野村 浩三(出)
10番 寺戸豊太郎(欠)	11番 塩満 文雄(出)	12番 河野 正憲(出)
13番 青木 伸爾(出)	14番 中村 敏幸(出)	15番 椋木 昭雄(出)
16番 長谷川孝明(出)	17番 豊田 繁雄(出)	18番 中島秀一郎(欠)
19番 宮内 英之(欠)	20番 椋木 孝光(出)	21番 岡崎 定佳(出)
22番 渡邊 豊孝(出)	23番 河野 光好(出)	24番 三浦 和顕(欠)

5. 提出議案

議第135号	農地法第3条の規定による許可申請について
議第136号	農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について
議第137号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議第138号	農地でないことの確認について
報第114号	農用地利用集積等促進計画案に関する意見について
報第115号	農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について
報第116号	農地法第18条第6項の規定による通知書の確認について
報第117号	農地の使用貸借合意解約通知書の確認について
報第118号	電気通信事業者の行う送電用電気工作物の設置に伴う農地転用について

6. 議事に参加した職員

(農業委員会事務局) 柳井局長、齋藤局長補佐、高橋係長、吉田指導主任、岩本主事

7. 議事の概要

西川友史会長	<p>それでは、定刻になりましたので、只今より第 29 回益田市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日の議事録署名者につきましては、14 番の豊田委員、15 番の宮川委員、よろしくお願ひいたします。</p> <p>本日の欠席委員は、農地利用最適化推進委員が 7 番三浦尚人委員、10 番寺戸豊太郎委員、18 番中島秀一郎委員、19 番宮内英之委員、24 番三浦和顕委員。</p> <p>それでは、「議第 135 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>1 番 中須町</p>
事務局	<p>本件は、3 条の有償移転にかかる許可申請です。</p> <p>土地の所在は、中須町の畑 1 筆 138 平方メートルです。譲り渡し事由は、耕作が困難なため。譲り受け事由は、隣接農地を耕作しており、申請地を譲り受けて一体的に耕作するためでございます。</p> <p>農地法に基づきます権利取得後の全ての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況、法令順守の状況から見まして、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議の程宜しくお願ひいたします。</p>
西川友史会長	<p>続きまして担当地区委員の調査報告をお願いします。</p>
又賀保委員	<p>1 番又賀です。現地確認を 10 月 11 日に大畑委員と行いました。この農地は隣接する〇〇さんが以前買われており、その残りの部分について今回こうした理由から購入したいということで出ております。農機具等もありますので、特に問題はないと思います。よろしくご審議をお願いします。</p>
西川友史会長	<p>2 番 遠田町</p>
事務局	<p>本件は、3 条の有償移転にかかる許可申請です。</p> <p>土地の所在は、遠田町の畑 3 筆 1,652 平方メートルです。譲り渡し事由は、高齢により耕作が困難なため。譲り受け事由は、譲渡人の要望に応え、耕作するためでございます。</p> <p>農地法に基づきます権利取得後の全ての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況、法令順守の状況から見まして、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議の程宜しくお願ひいたします。</p>
西川友史会長	<p>続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。</p>
吉村太委員	<p>4 番吉村です。現地確認は 10 月 17 日に澤江推進委員と行き、翌日 18 日に当事者の〇〇さんと〇〇事務所の方と現地確認いたしました。のちに 5 条でも出てくるんですけど、この 3 条の土地と 5 条の購入する土地一体で今回〇〇さんが購入されるということで、今、梅の木が植わっていて、そこを今までは家庭菜園ぐらいしかやってなかったんですけど、これから本気で農業をしたいという意向があるのと、農機具は草刈り機しかないんですけど、実際はこの方が左官業をされていて重機を持っていて、それにモアが付くよ</p>

	うになってますんでそれで草刈りができるということなので、あと、1人ではなくご家族の方も手伝ってくれるということなので問題ないと判断します。以上です。
西川友史会長	3番 向横田町
事務局	<p>本件は、3条の有償移転にかかる許可申請です。</p> <p>土地の所在は、向横田町の田1筆 475平方メートルです。譲り渡し事由は、遠方に居住しており耕作が困難なため。譲り受け事由は、隣接農地を耕作しており申請地を譲り受けて一体的に耕作するためでございます。</p> <p>農地法に基づきます権利取得後の全ての農地の耕作状況及び労働力の確保、農業の従事状況、機械の保有状況、法令順守の状況から見まして、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
西川友史会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
松本幸夫委員	11番松本です。10月16日に椋木推進委員と一緒に現地を確認しました結果、農地そのものを耕すだけにしておりますけども、別にそのまま農地を使われますので、問題ないと思います。以上です。よろしく申し上げます。
西川友史会長	<p>本日の3条申請は以上3件でございます。ただいま事務局からの説明また、担当地区委員からの調査報告がございました。何かお気づきの点ございますか。よろしいでしょうか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>そう致しますと「議第135号 農地法第3条の規定による許可申請について」は承認の扱いとさせていただきます。</p> <p>続きまして、「議第136号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。</p>
事務局	<p>1番 中吉田町</p> <p>本件は、事業計画の変更に係る承認申請です。</p> <p>土地の所在は、中吉田町の田2筆 60.22平方メートルです。都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断いたします。変更前の転用目的は倉庫進入用道路で、購入後、境界が曖昧であったため隣接する農地と一体的に利用していましたが、この度、駐車場が必要となり事業計画を変更せざるをえなくなったため提出されたものでございます。ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
西川友史会長	続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。
又賀保委員	1番又賀です。現地確認を10月11日に大畑委員と行いました。先だっの総会において出ておりました事業が、この度、本日5条で出ます案件と一緒に利用する内容が変更されるということで、今回出ました。特に問題ないと思います。よろしく申し上げます。

西川友史会長	<p>本日の5条の計画変更申請は以上でございます。ただいま事務局からの説明また、担当地区委員からの調査報告がございました。何かお気づきの点ございますか。よろしいでしょうか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>そう致しますと「議第136号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」は承認の扱いとさせていただきます。</p> <p>続きまして、「議第137号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>1番 染羽町</p>
事務局	<p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。</p> <p>土地の所在は、染羽町の畑1筆 128平方メートルです。都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断いたします。転用目的は宅地拡張で、転用許可該当条項は農地法施行規則第44条第3号の規定に該当いたします。排水は、合併浄化槽を設置し既存の水路に接続します。資金証明については、金融機関の残高証明書が添付されています。ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
西川友史会長	<p>続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。</p>
又賀保委員	<p>1番又賀です。現地確認を10月11日に大畑委員と行いました。これは隣接する民家を貸家としてこの度購入されるということで、この隣接する農地を貸家として使う場合に庭としたいということで、この度、案件が出ております。現地に行きましたが、特に問題はないと思います。よろしくご審議をお願いします。</p>
西川友史会長	<p>2番 昭和町</p>
事務局	<p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。</p> <p>土地の所在は、昭和町の田1筆 145平方メートルです。都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断いたします。転用目的は貸駐車場で、転用許可該当条項は農地法施行規則第44条第3号の規定に該当いたします。排水は、既存の水路に接続します。資金証明については、通帳の写しが添付されています。ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
西川友史会長	<p>続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。</p>
大畑美里委員	<p>2番大畑です。現地確認は10月11日に又賀委員と行いました。貸駐車場として利用するため、適当であると判断しました。</p>
西川友史会長	<p>3番 中吉田町</p>
事務局	<p>さきほど議第136号で審議承認された議事に関連する案件です。</p> <p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。土地の所在は、中吉田町の田3筆 870.22平方メートルです。都市計画区域内の用途地域であるため、第3種農地と判断いたします。転用目的は駐車場で、転用許可該当条項は農地法</p>

	<p>施行規則第 44 条第 3 号の規定に該当いたします。排水は既存の水路に接続します。資金証明については、通帳の写しが添付されています。ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
西川友史会長	<p>続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。</p>
又賀保委員	<p>1 番又賀です。現地確認を 10 月 11 日に大畑委員と行いました。この案件はさきほど出ました事業変更の案件と隣接する農地になります。この度、この農地を駐車場として利用するというので、5 条で出ました。変更する 2 筆と合わせてここを駐車場にしたいということで、現地確認に行きましたところ、特に問題はないように思います。よろしくご審議をお願いします。</p>
西川友史会長	<p>4 番 かもしま東町</p>
事務局	<p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。 土地の所在は、かもしま東町の畑 1 筆 514 平方メートルです。都市計画区域内の用途地域であるため、第 3 種農地と判断いたします。転用目的は宅地造成で、転用許可該当条項は農地法施行規則第 44 条第 3 号の規定に該当いたします。排水は公共下水道に接続します。資金証明については、金融機関の残高証明書が添付されています。ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
西川友史会長	<p>続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。</p>
大畑美里委員	<p>2 番大畑です。現地確認は 10 月 11 日に又賀委員と行いました。申請は分譲宅地として販売するため、排水は上下水道が完備されたところで、適当であると判断しました。</p>
西川友史会長	<p>5 番 遠田町</p>
事務局	<p>本件は、所有権移転に係る許可申請です。 土地の所在は、遠田町の畑 5 筆 1,152 平方メートルです。都市計画区域外の農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断いたします。転用目的は資材置場で、転用許可該当条項は農地法第 5 条第 2 項の規定である周辺の土地では転用目的を達成することが認められない場合の許可できる基準に該当致します。雨水は地下浸透です。資金証明については、通帳の写しが添付されています。ご審議の程宜しくお願いいたします。</p>
西川友史会長	<p>続きまして、担当地区委員の調査報告をお願いします。</p>
吉村太委員	<p>4 番吉村です。これはさきほどの 3 条の申請の隣接地になります。3 条は〇〇さん個人での購入で、こちらの方は〇〇さんが代表されている会社で購入ということになります。こちらは、さきほどの農地の部分より排水の面とか悪くてですね、農地としては不適切な場所であるということと、あと、西側に堤があるので今回資材置き場にするので、油とかそういうものが堤の中に流れ込まないようにということは指導しておきましたので、問題ないと思います。以上です。</p>
西川友史会長	<p>本日の 5 条申請は以上 5 件でございます。事務局からの説明また担当地区委員からの調査報告がございました。何かお気づきの点がございますか。</p>

	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>そう致しますと「議第 137 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」は承認の扱いとさせていただきます。</p> <p>続きまして、「議第 138 号 農地でないことの確認について」を議題といたします。</p> <p>1 番、2 番 遠田町</p>
事務局	<p>申請地は遠田町 8 筆 3,568 平方メートルです。1 番の筆については、昭和 47 年頃、2 番の筆については農地法施行以前より耕作していないため、山林化しており、農地への復旧は困難な状況であることから、非農地証明願いが提出されたものです。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
西川友史会長	<p>続きまして、担当地区委員からの調査報告をお願いします</p>
吉村太委員	<p>4 番吉村です。これもさきほどの 3 条と 5 条の申請地に隣接したところになりますが、現状はもう山林化しており農地としての復旧は困難と思われるので、問題ないと判断します。以上です。</p>
西川友史会長	<p>3 番 金山町</p>
事務局	<p>申請地は金山町の 5 筆 2,219 平方メートルです。昭和 58 年頃より耕作しておらず、山林化しており、農地への復旧は困難な状況であることから、非農地証明願いが提出されたものです。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
西川友史会長	<p>続きまして、担当地区委員からの調査報告をお願いします</p>
大庭清職務代理	<p>5 番大庭です。17 日に現地の確認を行いました。現地は完全に山林化しておりまして、ここの近くに〇〇さんの家があったんですが、58 年の水害の折に家が壊れたために鎌手の駅前の方に出られたそうです。現場は畑の形とかは残っているんですが、ほとんど竹とか木とかで山林化しておりまして、もう耕作する人間もいないということで、非農地という判断をしました。よろしく申し上げます。</p>
西川友史会長	<p>4 番 美濃地町</p>
事務局	<p>申請地は美濃地町の 1 筆 512 平方メートルです。明治 23 年頃より宅地として利用していることから、非農地証明願いが提出されたものです。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
西川友史会長	<p>続きまして、担当地区委員からの調査報告をお願いします</p>
谷本大輔委員	<p>12 番谷本です。10 月 11 日に中島推進委員と現地を確認してきました。完全に家が建っておりまして、明治時代から宅地として利用していたということで、中島推進委員も昔からここには家があったということなんで、特にそれで不便があったということも聞かないので、特に問題ないと考えます。ご</p>

<p>西川友史会長</p>	<p>審議の程よろしく申し上げます。</p> <p>本日の農地でないことの確認については以上4件でございます。事務局からの説明また担当地区委員からの調査報告がございました。何かお気づきの点がございますか。よろしいでしょうか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>そう致しますと「議第138号 農地でないことの確認について」は承認の扱いとさせていただきます。</p> <p>続きまして、報告事項に入らせていただきます。随時報告をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>「報第114号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について」農地中間管理事業一括方式の新規が39件、再設定が0件、の合計39件、124,114㎡です。</p> <p>「報第115号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について」届出件数は18件です。全てにおいて相続者が管理され、あっせんの希望は1件です。</p> <p>「報第116号 農地法第18条第6項の規定による通知書の確認について」届出件数は、70件です。解約理由のうち70件はいずれも契約内容変更のため合意解約が成されたものです。</p> <p>「報第117号 農地の使用貸借合意解約通知書の確認について」届出件数は5件です。解約理由は、1番2番は所有権移転のため、3番4番は中間管理事業を利用するため、5番は耕作者の都合のため、それぞれ合意解約がなされたものです。</p> <p>「報第118号 電気通信事業者の行う送電用電気工作物の設置に伴う農地転用について」 報告件数は3件です。申請地は匹見町道川の田3筆 504.2㎡の一時転用です。事業施工者はアジア風力株式会社です。</p> <p>報告は以上でございます。</p>
<p>西川友史会長</p>	<p>ただいま事務局から報告がございました。何か聞いてみたいことがございますか。よろしいでしょうか。</p> <p>(はい、の声)</p> <p>それでは無いようですので第29回総会を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。</p> <p>以上会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するために署名する。</p>

会 長

14 番

15 番